

「福祉のしおり」2026 令和8年度版の記載内容に誤りがありました。
ご迷惑をおかけしましたことを、お詫び申し上げます。
つきましては、下記のとおり訂正させていただきます。

記

【50頁：14行目付近】

- (誤) イ 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと(初診日が令和8年3月31日以前であるときに限られます。)
- (正) イ 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと(初診日が令和18年3月31日以前であるときに限られます。)

【52頁：26行目付近】

- (誤) イ 死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと(死亡日が令和8年3月31日以前のときで、亡くなった方が65歳未満であった場合に限られます。)
- (正) イ 死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと(死亡日が令和18年3月31日以前のときで、亡くなった方が65歳未満であった場合に限られます。)